

職員各位

「2023 年度 介護職員処遇改善計画書」のご案内

姫路医療生活協同組合
理事長 西村 哲範

※事業年度ごとに介護職員処遇改善計画を作成し、全ての介護職員に当書面を持って周知し、保険者に報告します。

I. キャリアパス及び職場環境等の取り組みについて

介護職員の資質向上についての支援計画を策定、実施、また研修の機会を確保します。

(1) 目的

中重度者対応や認知症ケア、生活行為力向上リハビリ、終末期ケアの視点をもてる資質の高い介護職員の育成をめざします。

(2) 具体的な手立てとして

- ① 認知症実践者研修、喀痰吸引等特定医行為の技術研修等の幅広い資格取得のための研修の計画、実施します。
- ② 一般職員対象とした研修に全員が参加できるように 16 回開催、その他管理者等対象の研修や個別研修計画に基づく研修の機会を確保します。
- ③ 安全衛生等の労働環境、処遇の改善により介護職員が健康かつ意欲的に働き続けられる多様な取組を実施します。(健康診断、メンタルヘルスチェック等)

II. 賃金改善計画について

【賃金改善の改善経過】

①2015 年度介護報酬改定により、処遇改善加算(介護職員の給与等の処遇改善に当てる加算)が大きく改定されました。姫路医療生協全体で、新たに 3,000 万円程度を処遇改善対象の事業所で勤務している介護職員に「処遇改善手当」として支給しています。「処遇改善手当」は、基準内賃金に含まれません。

②処遇改善加算の改定率と職員の労働時間等を加味して正職員、準職員、非常勤職員の金額設定をおこなっています(別紙参照)。

③処遇改善とは別に準職員体系勤務職員の待遇向上のため、勤続 3 年までの定期昇給を勤続 30 年までの定期昇給に改善しています(別紙参照)。

④2017年度介護報酬改定により、処遇改善加算額が更に拡大されました。夜勤手当の増額と、処遇改善手当の増額(見直し)も併せて行いました。

⑤2018年度はパート職員を対象に、賞与相当分(年間1.2ヵ月)を時間給与へ組込んだ上、ベースアップも併せておこなうなど、更なる処遇の改善に取り組みました。

⑥2019年度から特定処遇改善加算分を特定一時金で職員へ還元しています。

⑦2021年度は人材管理ソフトを導入し、人材の見える化に取り組みました。

限定正職員登用試験を行い、8名を登用しました。

⑧2022年度は2022年4月～処遇改善補助手当を新設し固定的賃金の改善を行いました。【正職員(介護職)は月額6,000円、非常勤職員(介護職)は時間給70円】

⑨コンサルタントと契約し、新入職員の入職後チェックリストを各業態で作成しました。

【新たな取り組み】

①職員の確保につながる資格奨励制度の見直しを実施します。

②キャリアパス・人事評価の見直しを実施します。

対象事業所 (処遇改善加算算定事業所)

2015.4.1～実施

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護中部)
正職員:月額 6,000円 準職員:月額 7,000円 パートタイマー:時給 80円増加

- ② 訪問介護
(ヘルパーひがし、ヘルパーあぼし、ヘルパー別所、ヘルパーなだ、ヘルパー花北、ヘルパーてがら、)
正職員:月額 6,000円 準職員:月額 7,000円 パートタイマー:時給 80円増加

- ③ 認知症対応型共同生活介護
(グループホームめが)
正職員:月額 6,000円 準職員:月額 7,000円 パートタイマー:時給 50円増加

- ④ 小規模多機能型居宅介護
(小規模多機能ホームふるさと、小規模多機能ホームすずかぜ、小規模多機能ホームさろお、小規模多機能ホーム城北、
小規模多機能ホームおおつ、小規模多機能ホームてがら、小規模多機能ホームめが)
正職員:月額 6,000円 準職員:月額 7,000円 パートタイマー:時給 50円増加

- ⑤ 短期入所生活介護
(ショートステイつどい)
正職員:月額 6,000円 準職員:月額 7,000円 パートタイマー:時給 50円増加

- ⑥ 通所介護
(デイサービスつどい、デイサービスさろお、デイサービスおおつ、デイサービスてがら)
正職員:月額 5,000円 準職員:月額 7,000円 パートタイマー:時給 50円増加

- ⑦ 訪問入浴
(訪問入浴サービス共立)
正職員:月額 5,000円 準職員:月額 7,000円 パートタイマー:時給 50円増加

- ⑧ 通所リハビリテーション
(共立病院デイケア、通所リハビリテーションあぼし)
正職員:月額 5,000円 準職員:月額 7,000円 パートタイマー:時給 50円増加

対象職種 (上記対象事業所で勤務している職員)

介護福祉士、社会福祉士、1級ヘルパー、2級ヘルパー、
介護職員基礎研修課程修了、介護職員初任者研修課程修了、介護職(無資格)

単位：円

勤続年数	号棒	号俸給
1年未満	1	170,000
1年以上	2	175,000
2年以上	3	180,000
3年以上	4	183,000
4年以上	5	186,000
5年以上	6	189,000
6年以上	7	192,000
7年以上	8	195,000
8年以上	9	198,000
9年以上	10	201,000
10年以上	11	202,500
11年以上	12	204,000
12年以上	13	205,500
13年以上	14	207,000
14年以上	15	208,500
15年以上	16	210,000
16年以上	17	211,500
17年以上	18	213,000
18年以上	19	214,500
19年以上	20	216,000
20年以上	21	217,500
21年以上	22	219,000
22年以上	23	220,500
23年以上	24	222,000
24年以上	25	223,500
25年以上	26	225,000
26年以上	27	226,500
27年以上	28	228,000
28年以上	29	229,500
29年以上	30	231,000

対象事業所（処遇改善加算算定事業所）	2015.4.1～（実施）
	2017.4.1～（改定）
	2017.6.1～（適用）

対象職種（下記対象事業所で勤務している職員）

介護福祉士、社会福祉士、1級ヘルパー、2級ヘルパー、
介護職員基礎研修課程修了、介護職員初任者研修課程修了、介護職(無資格)

処遇改善手当

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護中部・東部・あぼし）

訪問介護

（ヘルパーひがし、ヘルパーあぼし、ヘルパー別所、ヘルパーなだ、ヘルパー花北、ヘルパーてがら、ヘルパー香寺）

正職員：月額 10,000円(改定) 準職員：月額 17,000円(改定)

パートタイマー

居宅介護・重度訪問介護・同行援護：処遇改善手当(時給) 440円(改定)

身体介護：処遇改善手当(時給) 340円(改定)

生活援助：処遇改善手当(時給) 40円(改定)

② 認知症対応型共同生活介護（グループホームめが）

正職員：月額 10,000円(改定) 準職員：月額 17,000円(改定)

パートタイマー：処遇改善手当(時給) 80円(改定)

③ 小規模多機能型居宅介護

（小規模多機能ホームふるさと、小規模多機能ホームすずかぜ、小規模多機能ホームさろお、小規模多機能ホーム城北、小規模多機能ホームおおつ、小規模多機能ホームてがら、小規模多機能ホームめが）

正職員：月額 10,000円(改定) 準職員：月額 17,000円(改定)

パートタイマー：処遇改善手当(時給) 100円(改定)

④ 短期入所生活介護

（ショートステイつどい）

正職員：月額 10,000円(改定) 準職員：月額 17,000円(改定)

パートタイマー：処遇改善手当(時給) 80円(改定)

⑤ 通所介護

（デイサービスつどい、デイサービスさろお、デイサービスおおつ、デイサービスてがら）

正職員：月額 10,000円(改定) 準職員：月額 17,000円(改定)

パートタイマー：処遇改善手当(時給) 80円(改定)

⑥ 訪問入浴

(訪問入浴サービス共立)

正職員:月額 10,000円(改定) 準職員:月額 17,000円(改定)

パートタイマー:処遇改善手当(時給) 80円(改定)

⑦ 通所リハビリテーション

(共立病院デイケア、通所リハビリテーションあぼし)

正職員:月額 10,000円(改定) 準職員:月額 17,000円(改定)

パートタイマー:処遇改善手当(時給) 80円(改定)

特定処遇改善一時金支給について

2019年10月より特定処遇改善加算Ⅰまたは、Ⅱの算定を行います。加算を算定している事業所で勤務する職員に対して「特定処遇改善一時金」を支給します。目的は、介護事業所で勤務している職員の賃金改善です。

※1 加算の算定で、事業所は一定の加算率(1.0%～6.3%)の収益が見込めます。

※2 この加算で得た収益は職員の処遇の改善に使用する必要があります。

加算率が幅広くなっておりますが、介護職員全体の賃金改善を図る金額の設定を行います。(法人で配分を決めることが可能です)

対象事業所 (特定処遇改善加算算定事業所)

2019.10.1～(実施)

2020. 4.1～(改訂)

支給対象

3月31日時点で在職している介護職員(A・B)

経験技能のある介護職員(A) その他介護職員(B)

対象職種 (下記対象事業所で勤務している職員)

介護福祉士、社会福祉士、1級ヘルパー、2級ヘルパー、
介護職員基礎研修課程修了、介護職員実務者研修課程修了、介護職員初任者
研修課程修了、介護職(無資格)

対象期間

出勤率及び月平均労働時間は、2023年4月1日から2024年2月28日期間の算定

支給基準

正職員・再雇用者・限定正職員・準職員 支給金額(対象事業所ごと)×出勤率

支給対象	対象事業所	支給金額
正職員 再雇用者 限定正職員 準職員	ヘルパーステーション・定期巡回サービス	法人が定める
	ショートステイ、グループホーム、訪問入浴、デイケア、デイサービス、小規模多機能、看護小規模多機能	法人が定める

非常勤職員・嘱託職員 時間単価(対象事業所ごと)×平均労働時間(上記期間)

支給対象	対象事業所	150時間(最大)
非常勤職員 嘱託職員	ヘルパーステーション・定期巡回サービス	法人が定める
	ショートステイ、グループホーム、訪問入浴、デイケア、デイサービス、小規模多機能、看護小規模多機能	法人が定める

以上